

浜松市農業振興ビジョンの改訂について（素案）

1 策定の目的

平成31年3月に策定した「浜松市農業振興ビジョン」が令和6年度末に終期を迎えます。そのため、浜松市の農業の現状や課題、農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市の農業が目指すべき将来像を実現するために改訂するものです。

2 ビジョンの位置付け

令和6年6月に改正された国の「食料・農業・農村基本法」、静岡県「静岡県食と農の基本計画(2022年)」の内容を踏まえつつ、市政の最上位計画である「浜松市総合計画(2014)」を上位計画とし、産業経済における農業部門の個別ビジョンとして、本市農業行政の最上位に位置付けます。

3 ビジョン改訂のポイント

- ・国は令和6年6月に農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の改正を行いました。改正法に位置付けられた基本的施策等について、本ビジョンにおいても盛り込みました。
- ・農業者はもちろんのこと、市民、事業者、農業関係団体、行政など多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携して「オール浜松」で農業振興に取り組むことで、持続可能な農業を展開していくことが重要であるという考え方を基に、本市農業が目指すべき姿やビジョンに盛り込むべき内容について検討しました。

4 今後の予定

- ・令和6年11月20日 パブリック・コメントの実施
 ～12月20日
- ・令和7年2月 環境委員会報告
 （パブリック・コメント実施結果、修正案）
- ・令和7年2月 パブリック・コメントに対する市の考え方公表
- ・令和7年4月 浜松市農業振興ビジョン施行

浜松市農業振興ビジョン(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市農業振興ビジョン(案)」とは

現行の「浜松市農業振興ビジョン」が令和6年度末で終期を迎えます。浜松市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市の農業が目指すべき将来像を実現するため、新たな「浜松市農業振興ビジョン」を策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)

3. 案の公表先

農業水産課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	農業水産課(市役所本館6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0938 浜松市中央区元城町103-2 農業水産課あて
③電子メール	nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-6171(農業水産課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. お問い合わせ先

産業部農業水産課(TEL 053-457-2333)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市農業振興ビジョン（案）
趣旨・目的	本市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市が目指すべき将来像を実現するために策定する。
策定（見直し）に至った背景・経緯	“チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する”を基本理念として2018（平成30）年度に策定した「浜松市農業振興ビジョン」が2024（令和6）年度末で終了となるため、これまでの取組を検証し、農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえて新たなビジョンを策定した。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	農業者はもちろんのこと、市民、事業者、農業関係団体、行政など多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携して「オール浜松」で農業振興に取り組むことで、持続可能な農業を展開していくことが重要である。
案のポイント （見直し事項など）	・ <u>基本理念：豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現</u> 「もうかる農業」とは、農業の経営規模の大小や形態を問わず、すべての農業者が収益を上げることを言う。農業が持続的に発展していくためには、「もうかる農業」を実現することが不可欠であることから、引き続き基本理念に盛り込んだ。「もうかる農業」の実現により、農業にやりがいや生きがいを感じることで、農業の持続的発展に繋がるとともに農地の保全が図られ、農業が持つ多面的機能などの豊かな資源が次世代に引き継がれる。これを目指す姿とし、基本理念として掲げる。 ・ 基本方針と基本施策 基本理念の実現に向け、2つの基本方針を設定し、さらに10の基本施策を設定した。 <u>基本方針1：持続可能で発展する農業の確立</u> <u>基本施策：①農業経営の基盤強化②担い手の確保③生産性の向上④付加価値の向上⑤優良農地の確保⑥農業生産基盤の整備⑦環境負荷の低減</u> <u>基本方針2：農村の保全・振興</u> <u>基本施策：⑧農村関係人口の増加⑨鳥獣被害対策⑩ユニバーサル農業（農福連携）の推進</u>
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画 基本計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和6年11月～12月 案の公表・意見募集 令和7年1月 案の修正、市の考え方の作成 令和7年2月 意見募集結果及び市の考え方公表

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要		P 1
●浜松市農業振興ビジョン（案）		A 3 版、表面
●浜松市農業振興ビジョン 解説編（案）		
1 浜松市農業振興ビジョン策定にあたって		P 3
2 本ビジョンの位置付け		P 4
3 計画期間		P 5
4 推進体制と進捗管理		P 6
5 基本理念		P 7
6 基本方針・基本施策		P 8～P 18
7 基本方針・基本施策体系図		P 19
8 浜松市農業の現状（統計データ）		P 20～P 22
（1）参考指標		P 20
（2）主な農産物等		P 21
（3）地域別農業の特色		P 22
9 用語解説		P 23～P 28
●意見提出様式（参考）		P 30

浜松市農業振興ビジョン

計画期間：2025年4月1日～2035年3月31日（10年間）

基本理念

豊かな資源を次世代につなぐ 「もうかる農業」の実現

基本方針1

持続可能で発展する農業の確立

基本施策

1. 農業経営の基盤強化

- ・ 農業者の経営意識の醸成
- ・ 認定農業者の育成・支援
- ・ 国内外への販路拡大
- ・ 安全安心な農産物の安定供給



基本施策

2. 担い手の確保

- ・ 新規就農者の育成・支援
- ・ 企業参入や外国人材など幅広い農業人材の確保



基本施策

3. 生産性の向上

- ・ スマート農業の促進
- ・ 新技術・新品種の導入促進
- ・ 省力化の促進



基本施策

4. 付加価値の向上

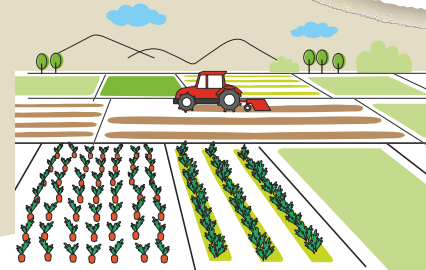
- ・ 浜松産農産物の魅力発信
- ・ 6次産業化、ブランド化



基本施策

5. 優良農地の確保

- ・ 農地の集積・集約の促進
- ・ 耕作放棄地の解消



基本施策

6. 農業生産基盤の整備

- ・ 基盤整備事業の推進
- ・ 農業用施設の適切な保全
- ・ 農業用施設の耐震対策推進



基本方針2

農村の保全・振興

基本施策

8. 農村関係人口の増加

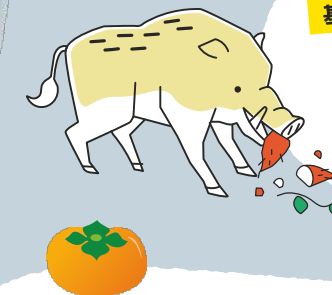
- ・ 食農教育・地産地消の推進
- ・ 観光資源としての農山村活用
- ・ 農地の持つ多面的機能の維持
- ・ 多様な農業人材の支援



基本施策

9. 鳥獣被害対策

- ・ 有害鳥獣の捕獲と防除



基本施策

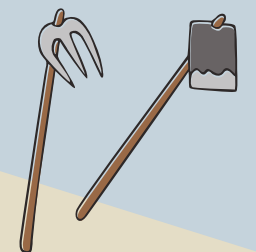
10. ユニバーサル農業（農福連携）の推進

- ・ 障がい者等農業に関する活動の環境整備

基本施策

7. 環境負荷の低減

- ・ 環境負荷低減に資する生産方式の導入促進
- ・ 有機農業の促進



《人材の確保・育成》

浜松市農業振興ビジョン

解説編

(案)

2025年3月

浜 松 市

目 次

1	浜松市農業振興ビジョン策定にあたって	3
2	本ビジョンの位置付け.....	4
3	計画期間.....	5
4	推進体制と進捗管理	6
5	基本理念.....	7
6	基本方針・基本施策	8
7	基本方針・基本施策体系図	19
8	浜松市農業の現状（統計データ）	20
	（1）参考指標	20
	（2）主な農産物等	21
	（3）地域別農業の特色.....	22
9	用語解説.....	23

*印のある用語は23ページ以後の用語解説にて説明があるものです。

1 浜松市農業振興ビジョン策定にあたって

農業は我々の生活に必要な不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有しています。また、近年は地域の多彩な食文化を支える高品質な農産物・食品、農村固有の美しい景観・豊かな伝統文化などが地域の魅力の一つとして国内外での評価を高めているとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、重要な取り組みとして位置づけられています。

本市は温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、加えて早くから農業生産基盤の整備に着手してきたことから、野菜・果樹・花き・畜産等、多種多様な農産物が生産され、農業産出額は全国上位に位置し、全国有数の農業都市となっており、本市における基幹産業として発展してきました。

農業はみんなの「暮らし」を支えています。これらの農業がもつ様々な役割が十分に果たされ、農業が持続的に発展していくには、全市民が目指すべき方向性を共有して、本市の農業振興に一体となって取り組んでいくことが必要です。

そこで、本市は2019（平成31）年3月に、浜松市農業振興基本計画「浜松市農業振興ビジョン」を策定し、本市の農業が目指すべき将来像として『チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する』を基本理念に掲げ、オール浜松*で農業の振興に取り組んできました。この間の農業の現状は、少子高齢化・人口減少が本格化する中で、国内市場の縮小が見られ、農業就業者数や農地面積が減少し続けています。加えて人への感染症や家畜の伝染性疾病の発生、気候変動や自然災害の発生等に起因する生産の不安定化、さらには国際情勢の変化に伴う資材不足、燃料費高騰など、農業を取り巻く情勢はより厳しい状況となっており、内需・外需の喚起と生産基盤の安定化に向けた対策を十分に講ずることが求められています。

このような中で、国は、2021（令和3）年5月に持続可能な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略*」の策定、2024（令和6）年6月に農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法*」の改正を行い、県は2022（令和4）年「静岡県食と農の基本計画*」を策定し、本市においては2014（平成26）年12月に、市の最上位計画である「浜松市総合計画*」の策定を行いました。

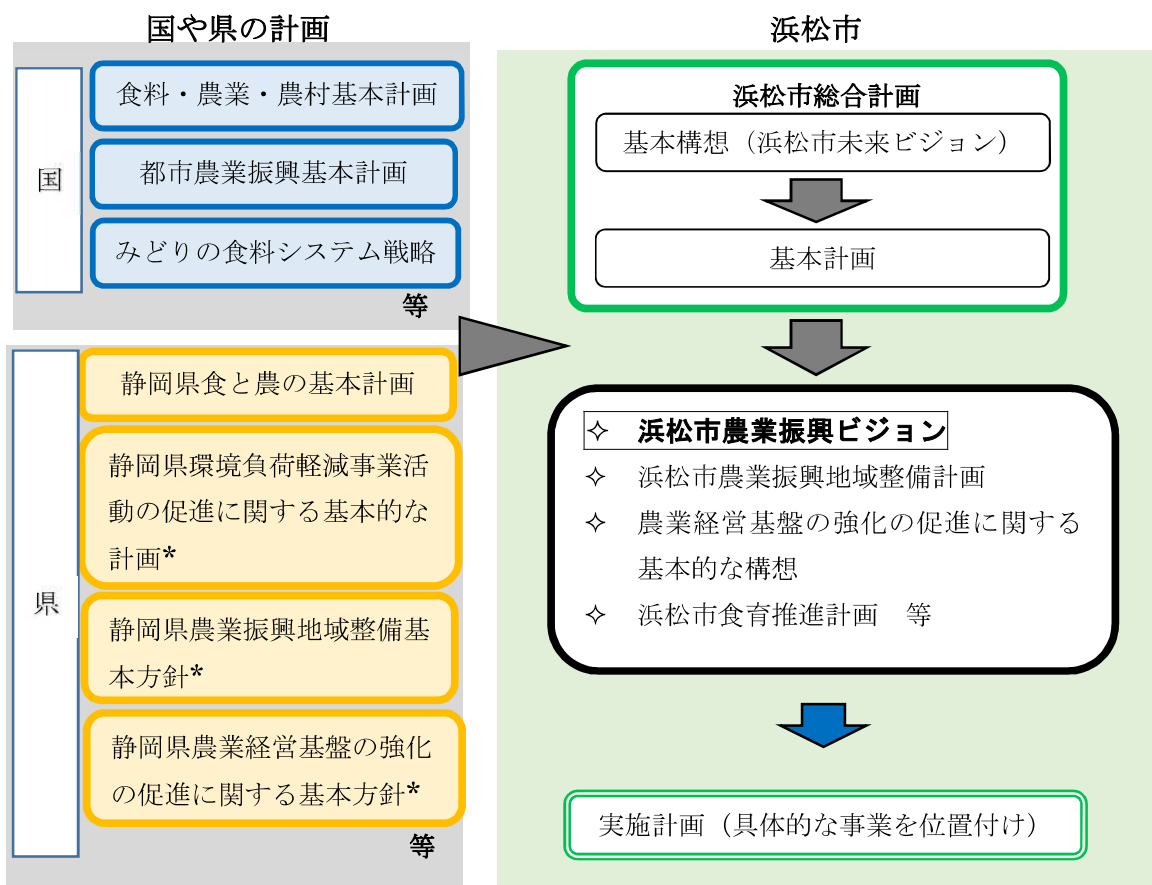
これら関連施策と本市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市が目指すべき将来像を実現するために、これまでの浜松市農業振興ビジョンを見直し、新たな「浜松市農業振興ビジョン」を策定するものです。

2 本ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「浜松市総合計画」を上位計画とし、産業経済における農業部門の個別ビジョンとして、本市農業行政の最上位に位置付けるものとします。

また、本ビジョンは「浜松市農業振興地域整備計画*」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想*」、「浜松市食育推進計画*」などの関連する計画とも整合を図るものとします。加えて、本市が実施する具体的な事業は、毎年策定する「実施計画」に位置付けることとします。

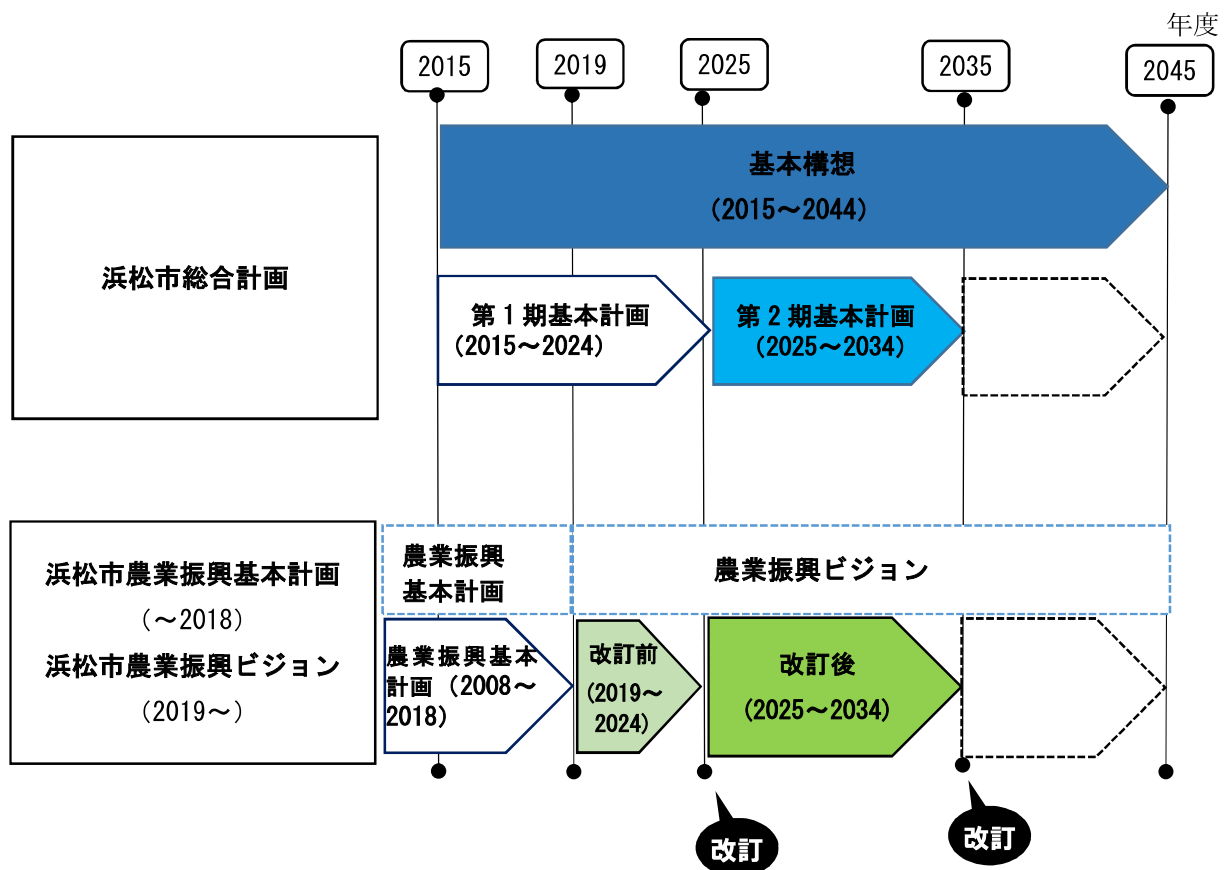
なお、本ビジョンは、都市農業振興基本法*に基づく地方計画*を含むものとします。



3 計画期間

本ビジョンの期間は、30年後の本市の未来の姿を描いた「浜松市総合計画 基本構想」の実現に向けて、10年間の総合的な政策を定めている「浜松市総合計画基本計画」の終期に合わせ、10年間とします。

計画期間：2025（令和7）年4月1日～2035（令和17）年3月31日



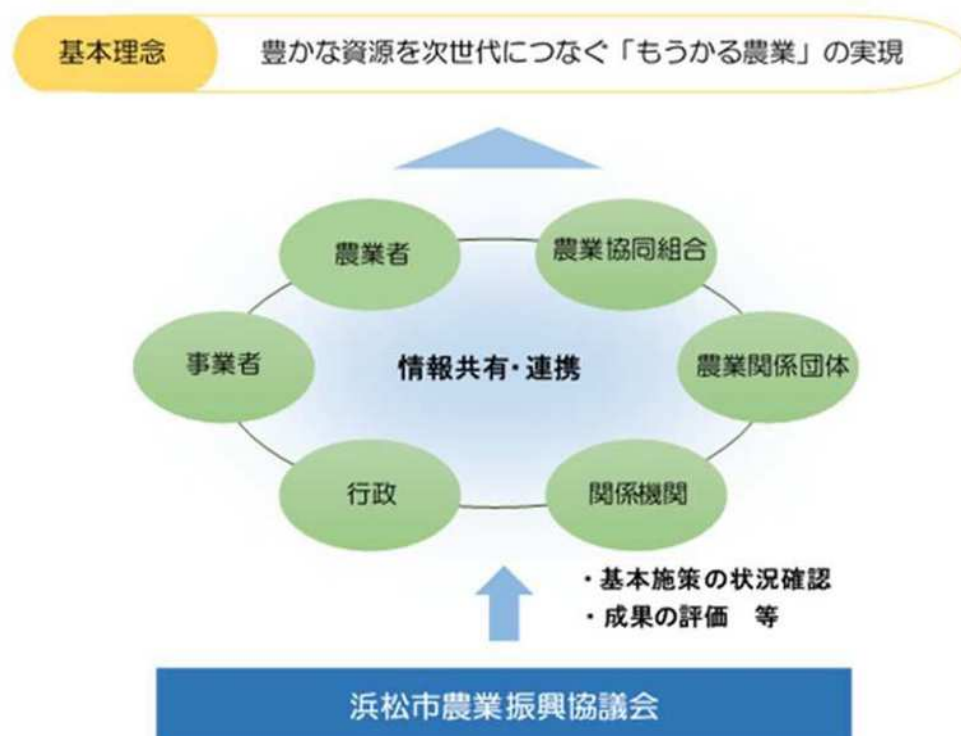
4 推進体制と進捗管理

浜松市総合計画基本構想においては、「市民協働*で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像に掲げ、市民協働によりまちづくりを進めていくこととしています。農業振興は、農業者はもちろんのこと、多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携するなど「オール浜松*」で取り組むことが重要です。

本市の農業振興を図るため、農業関連団体が有機的に連携し、構成員相互の連絡調整を行うとともに、市の農業施策の形成に寄与することを目的に、2019（令和元）年「浜松市農業振興協議会*」を設置しました。

本協議会は、浜松市農業振興ビジョンの状況確認や新たな事業提案等を行ってきており、本ビジョンの改訂についても、本協議会で検討を行いました。

本ビジョンについてもこれまで同様、本協議会が基本施策の進捗状況確認や成果の評価等を行い、関係団体との情報共有・連携等を図りながら、効率的・効果的に施策を推進し、基本理念の実現を目指していきます。



5 基本理念

2034(令和 16)年の浜松市農業の目指す姿を次のように設定します。

豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現

本ビジョンにおける「もうかる農業」の定義は次のとおりです。

「もうかる農業」とは、営農規模や営農形態によることなく、すべての農業者が収益を上げることができることをいいます。

これにより、農業にやりがいや生きがいを感じることで、農業の持続的発展に繋がるとともに農地の保全が図られ、農業が持つ多面的機能などの豊かな資源が継承されます。

市民においても安全・安心な食を楽しむことができます。

農業は、市民の食生活や環境を守る大事な産業なのじゃ。

「もうけ」が出ないのでは、農業をやる人は減るばかりじゃ。

そこで、このビジョンのとおり、10年後の目指すべき姿に向けて、みんなで農業振興に取り組むのじゃ。

出世大老 家康くん



経営を学び、他の人との情報交換で意識が高まり、収益増につながります



農地が集約され、農業生産基盤も整備され、作業効率が高まり、生産性も高まります



ICT など先端技術を活用して、作業が楽になって生産性が高まり、収益が増加します



農作業体験を通じて、農業の楽しさ、やりがいなど農業の魅力を感じます



女性、障がいのある人、高齢者、外国人等多様な人々が農業で活躍し、担い手の確保に繋がります



6 基本方針・基本施策

基本理念（将来像）である『豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現』に向けて農業を展開していくため、「持続可能で発展する農業の確立」と「農村の保全・振興」の2つを基本方針の柱とし、さらに10の基本施策を定め、より具体的に取り組んでいくこととします。

なお、人材の確保・育成に関しては、2つの基本方針に共通する施策として位置づけます。

基本方針1:持続可能で発展する農業の確立

農業は食料その他の農産物の供給機能を有し、本市の経済、市民生活全般に大きく影響する産業です。人口の減少に伴う農業者の減少、気候の変動その他農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これら農業が持つ機能を発揮させるため、農業の担い手や農地の確保、農業生産基盤の整備・保全、農業生産性の向上及び農産物の付加価値向上、環境への負荷の低減を図るなど、ハードとソフトの両面から生産環境を充実させ、持続的な発展が図られる農業を確立する必要があります。

【基本施策】

農業経営の基盤強化	担い手の確保	生産性の向上	付加価値の向上
優良農地の確保	農業生産基盤の整備	環境負荷の低減	

基本方針2:農村の保全・振興

農業は国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業が行われる農産物の供給以外の多面的機能といった機能も有しており、特に中山間地域では、地域社会の維持に大きな役割を果たしています。

そのため、農業・農村のふれあいの場の創出や多様な農業人材に対する支援等による農村関係人口の増加、鳥獣被害対策等を図ることで、農業・農村の持つ様々な効果を発揮させ、農村の保全・振興につなげる必要があります。

【基本施策】

農村関係人口の増加	鳥獣被害対策	ユニバーサル農業（農福連携）の推進
-----------	--------	-------------------

①農業経営の基盤強化

認定農業者*をはじめとした経営意識が高い農業者の育成と支援を図るとともに、「経営セミナー」を通じたさらなる意識醸成の機会創設によりビジネス経営体を育成し、経営基盤の安定強化を目指す。また、安全・安心な農産物の安定供給に努めるとともに、国内をはじめ、国外への販路開拓・拡大が図られるよう農業者等の意向を踏まえた支援を行う。

《現状と課題》

本市は総農家数*、農業就業人口*ともに全国有数の規模を誇っているが、それらは、高齢化や後継者・労働力不足、収益減少などの理由から、減少傾向にある。

そこで、本市農業の中核を担う認定農業者の育成・支援と併せ、農業者の経営意識の醸成や国内外への農産物の販路拡大等による安定的な農業経営の確立が求められている。

《10年後の姿》

認定農業者の経営発展や法人化*等による効率的かつ安定的な農業経営が図られている。また、農業経営塾等の経営セミナーの受講によりマーケティング戦略*等を身に付けた農業者が、地域の農業をけん引するビジネス経営体*の経営者として営農している。

農産物の流通においては、卸売市場で多様な消費者ニーズに対応した安全・安心な安定供給が行われるとともに、農業者等との連携のもと、国内外のニーズ把握による効果的な農産物の国内外への販路開拓・拡大が図られている。

《取り組み》

- ・認定農業者の育成・支援
- ・農業経営塾等の経営セミナーの開催及び受講生の交流機会創出
- ・首都圏等への販路拡大や、アジアや欧米などの成長市場への販路開拓の支援

【主な指標】

認定農業者数 (単位：件)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	1,063	1,052	2025.6 頃			
目標				1,034	1,025	1,025

農業経営塾受講者数 (2016～累計) (単位：人)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	71	78	78			
目標				93	123	153

基本方針1：持続可能で発展する農業の確立

②担い手の確保

適切な情報発信や支援体制を通じて、親族等の各種担い手への円滑な農業経営継承を促しつつ、認定新規就農者をはじめとする新規就農者の育成・支援を行うほか、企業の農業参入や外国人材活用による幅広い農業人材の確保など、あらゆる手段により農業の担い手確保を図る。

《現状と課題》

就農希望者に対しては、県・市・関係機関で相談窓口などのワンストップ*支援を行っているものの、高齢化や後継者・労働力不足、収益減少などの理由から、農業分野における担い手は減少傾向にある。そのため、さらなる新規就農者*の確保に加え、企業の農業参入や外国人材の活用など、多様な農業の担い手確保が求められている。

《10年後の姿》

適切な情報発信や支援体制を通じて、親族等の各種担い手への円滑な農業経営継承と認定新規就農者をはじめとする新規就農者の育成・支援が図られるとともに、企業による農業経営が拡大している。また、外国人材など多様な担い手が確保され、農業生産と経営耕地の維持が図られている。

《取り組み》

- ・新規就農者への適切な情報発信と支援体制の構築
- ・企業等の農業参入支援
- ・外国人材の活用等、新たな担い手確保の支援
- ・関係機関と連携した研修・指導や相談対応、就業時の農地確保の支援等の実施
- ・将来人材の確保に向けた職業としての農業の魅力等の発信



「担い手通信」による情報発信



職業としての農業の魅力発信（Instagram「はまのう」）

【主な指標】

認定新規就農経営体数（2014～累計）

（単位：件）

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	100	109	2025.6 頃			
目標				127	166	194

③生産性の向上

ロボット技術や ICT などの先端技術を活用したスマート農業をはじめ、気候変動や病害虫等に対応する新技術・新品種の導入や農作業の省力化・効率化を促進することで、生産性の向上につなげ農業者の所得向上や作業負担軽減を図る。

《現状と課題》

農業者の減少とともに気候変動が急激に進む中、農作物の収穫減少や機械化の遅れ、新たな病害虫への対応など、新品種導入の遅れや作業効率の低下などが見られる。このため、本市農業の持続的発展には、新技術・新品種の導入促進による省力化・効率化の推進や、気候変動等への対応が求められる。また、スマート農業を効率的に利用できる大区画の優良農地が少ない。

《10年後の姿》

農業者が、生産規模や経営方針に基づき、スマート農業技術や新技術・新品種を選択することで、生産性の向上につながり規模や生産量の拡大が図られている。また、省力化・効率化による作業負担軽減により就農環境の向上につながっている。併せて、農地の集積・集約化や基盤整備によりスマート農業を効果的に利用できる大区画の優良農地が確保されている。

《取り組み》

- ・スマート農業技術の普及、促進
- ・スマート農業技術の活用による規模拡大支援
- ・次世代施設園芸*モデル農場の開設・実証
- ・関係機関と連携した新たな栽培技術や新品種、代替作物に関する情報収集や周知
- ・優良種苗、ウイルスフリー苗*等の温暖化や病虫害に対応した苗等の研究開発支援
- ・新技術・新品種導入、作業効率化等の生産性向上に関する取組への支援
- ・施策⑤「優良農地の確保」の取り組み（後述）



ドローンによる農薬散布



自動操舵トラクターによる耕運

【主な指標】

浜松市農業産出額*／農家数

(単位：千円)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	3,091	2025.3 頃	2026.3 頃			
目標				3,400	3,900	4,300

④付加価値の向上

本市で生産される多種多様な農産物について、WEB サイトや SNS*の活用、各種イベント開催等により、その魅力を市内外に効果的に発信することで、認知度向上を図る。また、2 次産業*、3 次産業*との連携による 6 次産業化*等で付加価値の向上を図りブランド化を推進する。

《現状と課題》

浜松市には「みかん」や「花き」など、全国トップクラスの産出額を誇り、高い認知度を持つ農産品がある。国内市場の縮小が見受けられる中、他産地同一品目との差別化により付加価値を向上するためには、消費者のニーズを的確に捉え、関係組織等が連携して取り組む必要がある。

また、6 次産業化については、農業者の所得向上に結び付いていないケースも見受けられるため、企業と連携した商品開発や販売等の取組への支援が必要である。

《10 年後の姿》

時代の変容に合わせた情報発信により、浜松産農産物の認知度向上が進んでいる。

また、消費者のニーズを捉えた情報の提供や 6 次産業化等により付加価値の向上を図りブランド化を進め、関係組織等との連携を図りながら効果的な生産及び販売が行われている。

《取り組み》

- ・WEB サイトや SNS 等の活用、各種イベント等による浜松産農産物や加工品の魅力発信
- ・浜松産農産物に対する 6 次産業化等の各種付加価値向上を目的とした取組への支援
- ・消費者が求める農産物のニーズの把握

【主な指標】

浜松市公式 Instagram「はまのう」フォロワー数（単位：件）

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	1,863	7,453	2025.4 頃			
目標				9,000	15,000	18,000

浜松パワーフード宣言・応援宣言*認定事業者

（単位：事業者）

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	265	1,284	2025.4 頃			
目標				1,350	1,600	1,800

⑤優良農地の確保

地域計画（旧：人・農地プラン）*の地域の話し合いや、農地集積事業による農地中間管理事業*を活用した農地貸借の支援を行い、担い手への農地の集積・集約化*を促進するとともに、耕作放棄地の再生利用及び発生防止に努め、優良農地の確保を図る。

《現状と課題》

地域の農業関係者による地域農業の課題や将来像の共有により農地の集積・集約化を促進する「地域計画の地域の話し合い」や、農地中間管理事業に貸し出しする農地の募集、配分調整、契約等を支援する「農地集積事業」、農地の集積・集約化に支障となっている耕作放棄地の再生利用を支援する「耕作放棄地対策事業」を実施しているが、農業経営に適さない狭小・不整形地、集落内や中山間地などの耕作条件不利地の耕作放棄地化などが課題である。

《10年後の姿》

地域計画の地域の話し合いを基に新規の農地集積事業が実施され、各地域で担い手への農地の集積・集約化が進み、営農の効率化が図られているとともに、利用すべき耕作放棄地が再生利用されている。

また、農地集積事業と基盤整備事業等のタイアップにより、耕作条件不利地においても生産性の高い、良好な営農環境が提供されている。

《取り組み》

- ・地域計画の地域の話し合いなどを基に、地域単位で農地の有効利用の意識を向上
- ・地域計画の地域の話し合いなどを基に、農地集積事業の実施地区を拡大
- ・農地中間管理事業*を活用した農地の貸借を支援し、農地の集積・集約化を促進
- ・耕作放棄地対策事業により、利用すべき耕作放棄地の再生利用を支援



地域計画の地域の話し合い



集積が進んだ優良農地

【主な指標】

担い手への農地集積率

(単位：%)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	37	40	(仮) 43			
目標				47	80	80

⑥農業生産基盤の整備

農業生産の効率化や多様化に対応した農業生産基盤の強化や農業・農村の強靱化を図るため、国営・県営の基盤整備事業等を着実に推進するとともに、農業水利施設*等の防災・減災及び、老朽化対策に取り組む。

《現状と課題》

浜松市には、国営事業にて整備された基幹水利施設を中心に農業用水が安定的に供給され、農業生産基盤が構築されている。しかし、近年は農業者の高齢化や後継者不足のほか、豪雨の頻発・激甚化や南海トラフ巨大地震などの自然災害への備えが求められていることから、農業水利施設等の防災・減災とともに老朽化対策を図り、持続可能で安定した営農環境の整備を推進する必要がある。

《10年後の姿》

国営・県営事業などが着実に推進され、農業生産基盤の強化と高収益化が図られている。また、農業水利施設の防災・減災及び老朽化対策に取り組むことで、農業・農村の強靱化が図られている。

《取り組み》

- ・防災減災・老朽化・生産性向上対策などの国営、県営、団体営土地改良事業の効果的な実施
- ・農地、農業用施設、農業用水の適切な管理に向けた農業者団体の体制強化
- ・三方原・天竜川下流・浜名湖北部用水の耐震・老朽化対策の推進

【主な指標】

国営二期事業の実施地区

(単位：地区)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	1	1	1			
目標				1	3	3

県営柑橘産地生産強化基盤整備面積

(単位：ha)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	39.8	65.1	105.1			
目標				115.1	130.4	140

防災重点農業用ため池の耐震・豪雨対策整備数

(単位：池)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	6	6	6			
目標				6	10	15

⑦環境負荷の低減

WEB サイトや SNS 等の活用による農業における環境負荷低減の必要性について農業関係者、消費者の理解促進を図ることと併せ、本市農業の持続的発展のため有機農業*も含めた環境負荷低減に資する生産方式を促進する。

《現状と課題》

化学肥料や化学合成農薬の使用は安定的な生産や見た目などの品質にもつながり、一定の収穫量や品質の確保を必要とする農業者にとって、環境負荷低減に配慮した生産方式の転換は農業経営にとっても大きな影響がある。一方で、農業の持続的発展と地球環境の両立の観点から、本生産方式の導入が求められており、農業関係者及び消費者の理解のもと、農業生産活動に起因する環境負荷の軽減を図る必要がある。

《10 年後の姿》

農業関係者及び消費者が、農業における環境負荷低減の必要性について正しく理解した上で、有機農業や農薬・肥料の適正な使用、家畜排せつ物等の有効利用等の導入可能な生産方式の選択により農業生産が行われている。

《取り組み》

- ・有機農業も含めた環境負荷低減に資する生産方式の導入促進や取組への支援
- ・WEB サイトや SNS 等の活用による農業関係者、消費者の理解促進のための情報発信
- ・輸送コスト削減等脱炭素に貢献する「地産地消」*の推進



有機 JAS*認定茶園



浜松市 Instagram「はまのう」

【主な指標】

環境負荷低減のクロスコンプライアンス*取組数

(単位：件)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	34	34	36			
目標				38	48	56

⑧農村関係人口の増加

食農教育*・地産地消の推進や観光資源としての農山村活用により、地域農業の理解を深めるとともに、農業の持つ多面的機能の維持や副業や兼業等による多様な農業人材に対する農業体験等の支援を行うことで、農村等との関わりを持つ農村関係人口の増加を図り、農村環境の保全と地域の活性化を促進する。

《現状と課題》

農業分野における担い手の減少は、耕作放棄地の増加や景観の悪化等の農村環境への影響につながる。そのため、本市の持つ豊富な農業関係資源を守るだけでなく、よりよい環境を維持するためには、農村等との関わりを持つすべての者に対し、地域との連携をはじめ、広く地域農業への関心と理解が得られることが求められる。

《10年後の姿》

食農教育や地産地消の推進、観光資源としての農山村活用により、広く地域農業の理解が深まっている。併せて、副業や兼業等の多様な農業人材による就農の形が広がるとともに、自然環境の保全、景観といった農業の持つ多面的機能の維持を目的とした保全活動を行う組織の体制強化が図られることで、農村環境の保全や地域の活性化が図られている。

《取り組み》

- ・継続した食農教育などによる地産地消の意識拡充の推進
- ・観光資源等を活用した都市部と農山村の交流促進
- ・多面的機能*の保全に係る組織の体制強化
- ・副業や兼業等多様な農業人材による農業の促進のための支援
- ・市民農園等農作業を体験することができる環境の整備



食農教育プログラム

多面的機能支払交付金
神久呂地区（共同活動）

市民農園

【主な指標】

農林水産業に係る食育体験の体験者数（2019～累計）

（単位：人）

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	6,864	10,066	2025.5 頃			
目標				15,000	27,500	37,500

多面的機能支払交付金事業の面積カバー率

（単位：%）

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	34.5	34.9	32.8			
目標				35.3	47.8	57.8

⑨鳥獣被害対策

捕獲人材の確保に対する支援や農業者自身の鳥獣被害に対する知識向上を図りつつ、有害鳥獣の捕獲と防除の両輪による総合的な対策を推進することで、被害の防止に努め農業者の安定的な生産につなげる。

《現状と課題》

野生動物による農作物被害が発生している中で、特にニホンジカの生息頭数増加と生息区域拡大が懸念されている。これら対策には、資材の購入費用や設置・管理に伴う人的負担、捕獲者の高齢化・減少の課題がある。また、耕作放棄地における放任果樹や収穫時に発生する残渣の放置は、野生動物の餌場となり人里へ誘引する原因となっており、農業者自身による適切な対応も求められている。

《10年後の姿》

人の生活環境と野生動物の生息環境が区別され、農作物被害が軽減されることで、本市の振興及び経営の安定を図る。また、捕獲人材の確保および防除の技術向上が進められるとともに、農業者自身が鳥獣被害に対する十分な知識を持ち、防除活動や環境整備が自発的に行われている状態を目指す。

《取り組み》

- ・防除資材の設置に関する支援
- ・有害鳥獣の捕獲に関する支援
- ・捕獲人材の確保に関する支援
- ・鳥獣被害対策の知識向上のための講習実施



囲いわなの設置



防護柵設置講習

【主な指標】野生鳥獣による農作物被害金額 (単位：万円)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	4,009	3,740	2025.5 頃			
目標				3,553	3,375	3,207

⑩ユニバーサル農業(農福連携)の推進

農業分野と福祉分野の連携により、障がい者、高齢者等の社会生活上支援を必要とする人の農業参画の機会を創出することで、労働力確保や作業効率化等による農業経営の発展を図られるよう、農業活動を行うことができる環境の整備を推進する。

《現状と課題》

本市の農福連携*は、全国的に先駆けて「ユニバーサル農業*」として、関係機関との連携による研究会を組織して推進してきた。これまで対象の中心は、障がい者であったが、今後はその他社会的支援を必要とする人に対しても、取組を拡充する仕組みづくりが求められる。

《10年後の姿》

農業分野や福祉分野のみならず、地域社会全体にユニバーサル農業への理解が深まることで、社会的に支援が必要な人などが取り組みやすいユニバーサル農業が展開されている。

農作業に従事することで、障がい者など従事者の自信や生きがい創出されている。

《取り組み》

- ・ 農業者及び福祉関係者、企業など関係機関の連携による、障がい者や高齢者等の農業参画機会の創出
- ・ 誰もが農作業を通して地域で交流し、いきいきと活動するユニバーサル農園の推進



浜松市ユニバーサル農業研究会



障害者リハビリ機能付農作業機械の開発

【主な指標】

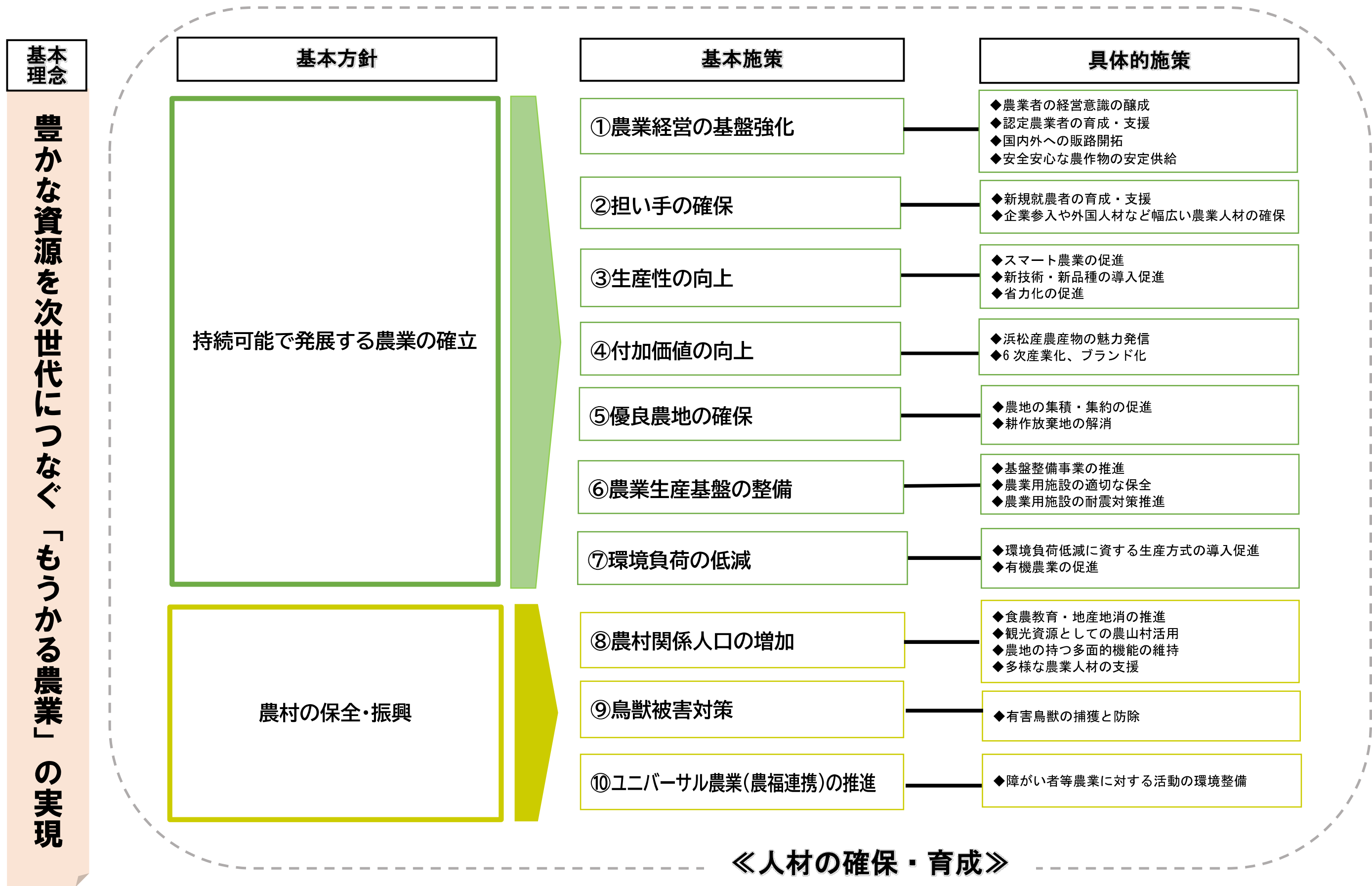
農業分野での障がい者等の受入農業経営体*の件数 (単位：件)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	25	21	2025.6 頃			
目標				25	30	34

農業分野での障がい者等の就労・実習受入人数 (単位：人)

年度	2022	2023	2024	2025	2030	2034
実績	213	222	2025.6 頃			
目標				242	292	332

7 基本方針・基本施策体系図



8 浜松市農業の現状（統計データ）

（１）参考指標

■総農家数と農業後継者の有無別農家数

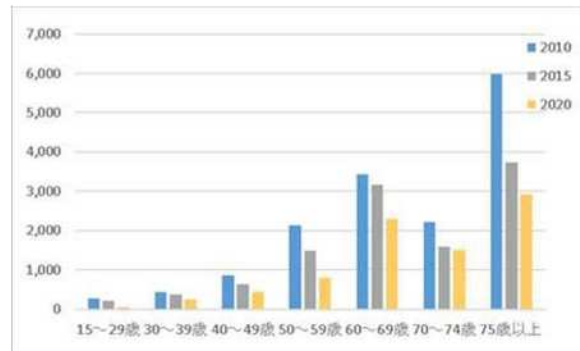
（単位：戸）



出典：農林業センサス結果報告書（2010年、2015年、2020年）
* 2020年は後継者の確保状況別経営体の統計値

■年齢層別農業就業人口（販売農家）

（単位：人）



出典：農林業センサス結果報告書（2010年、2015年、2020年）
* 2010年・2015年は販売農家、2020年は個人経営体の統計値

■農産物販売金額規模別経営体数

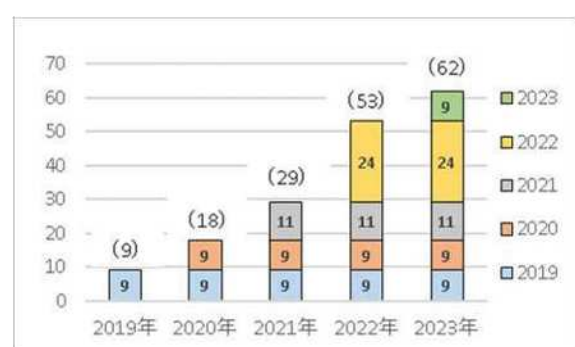
（単位：経営体）



出典：農林業センサス結果報告書（2020年）

■直近5年の認定新規就農経営体数

（単位：件）



出典：浜松市農業振興課調べ

■経営耕地の状況

（単位：ha）



出典：農林業センサス結果報告書（2010年、2015年、2020年）

■市町村別農業産出額ベスト10

（単位：千万円）

順位	2017年(H29)【推計値】		2022年(R4)【推計値】	
	市町村名	産出額	市町村名	産出額
1	田原市	8,833	都城市	9,113
2	都城市	7,715	田原市	9,004
3	銚田市	7,541	銚田市	6,557
4	別海町	6,467	別海町	6,253
5	旭市	5,819	新潟市	5,348
6	新潟市	5,798	浜松市	5,220
7	浜松市	5,121	弘前市	5,044
8	熊本市	4,579	旭市	5,011
9	豊橋市	4,578	鹿屋市	4,601
10	鹿屋市	4,559	曾於市	4,575

出典：市町村別農業産出額（推計）（2017年、2022年）

Shizuoka Prefecture is known for its diverse agricultural products, which are categorized by region:

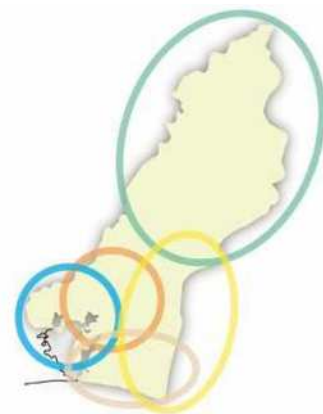
- Mountainous Regions (Green):**
 - Shiitake (Shiitake)
 - Sugi (Cedar)
 - Hinoki (Japanese Cedar)
 - Tencha (Green Tea)
 - Chuncha (Spring Tea)
- Plains and Coastal Regions (Yellow):**
 - Kazari (Quail)
 - Shikimi (Szechuan Pepper)
 - Eucalyptus (Eucalyptus)
 - Bio-ne (Bio-ne)
 - Bachi (Pear)
 - Tomato (Tomato)
 - Navel (Navel)
 - Mizuba (Mizuba)
 - Ho-o-suki (Ho-o-suki)
 - Wenzhou Mandarin (Wenzhou Mandarin)
 - San-nichi-dai (Three-day Mandarin)
 - Daidai (Tangerine)
 - Chingensai (Chingensai)
 - Daikon (Daikon)
 - Kiku (Kiku)
 - Gakko (Gakko)
 - Shirasu (Shirasu)
 - Unagi (Unagi)
 - Asari (Asari)
 - Tamagaki (Tamagaki)
 - Eschschol (Eschschol)

(3) 地域別農業の特色

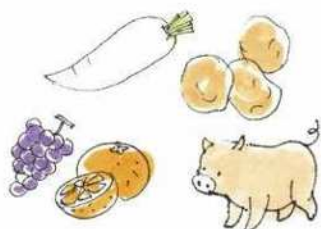
中山間地域の農業



寒暖差を利用して栽培する高品質な茶を主体に、しいたけも多く栽培されています。そのほか、ちんげんさい、しきみ、じねんじょ等も栽培されています。



台地の農業



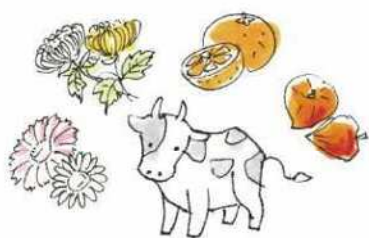
三方原台地では、明治以降の開拓や土地改良事業により畑地が整備され、ばれいしょやだいこん等が生産されてきました。また、都田地区では、温州みかんのほかピオーネ、なし等の果樹栽培や畜産が盛んです。

天竜川沿いの農業



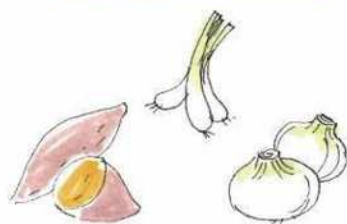
東名高速道路以北には、田園風景が広がっており、天竜川沿いの地区は、水稻のほかセルリー、葉ねぎ、ほうれんそう、ちんげんさい、鉢物の観葉植物、柿、温室メロン等が生産されています。近年は大規模経営の担い手による加工・業務用キャベツ、レタスの産地にもなっています。

浜名湖周辺の農業



農業水利施設の整備により、大型ビニールハウス等の施設園芸が盛んになり、セルリー、ちんげんさい、サラダナ、みつば、葉ねぎ、こまつな等の産地となっています。また、ガーベラ、きく等の花き栽培も盛んで大産地を形成しています。近年は大規模経営の担い手による加工・業務用キャベツ、レタスの産地にもなっています。湖北地区では温州みかんやネーブル等の柑橘類、ほおずきの生産に加え、畜産も盛んです。

遠州灘沿いの農業



遠州灘に面した砂地土壌の篠原地区周辺では、日本一早く出荷する「新たまねぎ」としての早生たまねぎ、かんしょ等が栽培されています。また、五島地区周辺では、エシャレット栽培が行われています。この地区がエシャレット栽培の発祥地であり全国でも有数の産地となっています。

近年は、大規模経営の担い手による加工・業務用ブロッコリーの産地にもなっています。

9 用語解説

●「英数字」

用語	内容
ICT	Information and Communication Technology の略。 日本ではすでに一般的となった IT の概念をさらに一步進め、IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
SNS	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略 人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットワークサービスのこと。 コメントやトラックバックなどのコミュニケーション機能を有しているブログや、電子掲示板、あるいはそのようなサービスを提供する Web サイトも含まれる。
2 次産業	製造業、鉱業及び建設業からなる産業部門。 (参考) 1 次産業：農業、林業、水産業など直接自然に働きかける産業の総称。
3 次産業	運輸、通信、商業、金融、公務及び自由職業、その他のサービス業を含む産業部門。
6 次産業化	生産（1 次）のみにとどまらず、農産物加工や食品製造（2 次）、卸・小売、情報サービス、観光（3 次）分野にまで経営を発展させる農業経営の展開方法。 「1 次産業×2 次産業×3 次産業＝6 次産業」という考え方による。 1 次産業（農林水産物生産）×2 次産業（加工）×3 次産業（販売）のことで、それぞれの産業が一体となって、総合産業（6 次産業）として発展することを目指し、その際、どれかが欠けると 0 になってしまうため、いずれも欠かないという、産業間連携の在り方を示すもの。

●「あ行」

ウイルスフリー苗	バイオテクノロジー（培養技術）を利用して、病原性ウイルスを取り除いた苗。病徴がなく、生育が旺盛で健全に生長する苗。
オール浜松	農業者をはじめ、地域づくりの主役である市民や企業、農業協同組合、教育機関、NPO、各種団体、行政機関など、多様な主体が自らの特徴を生かし、浜松市全体で連携して取り組むこと。

●「か行」

観光資源	観光やレジャーに使われる施設や、あるいは風光明媚で目を楽しませる名勝などや舌を楽しませる郷土料理から伝統に基づく地域の文化など、観光産業の興すときの元となる地域にある資産や資源。
クロスコンプライアンス	補助金等の交付を受ける場合に、最低限行うべき環境負荷低減の取組が要件化されたもの。
経営耕地面積	農業経営体*が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。 ※土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。（農林水産省）

	経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
後継者 (農業後継者)	15 歳以上の者で次の代で農業経営を継承することが確認されている者（予定者を含む。）。

●「さ行」

事業者	営利などの目的をもって事業を営む者。
静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）第 16 条第 1 項の規定に基づき、静岡県と県内 35 市町の共同により作成された計画。環境と調和のとれた静岡県の農林水産業の推進を図るため、環境負荷低減事業活動の展開方向を示す。
静岡県食と農の基本計画（2022～2025）	競争力ある静岡県農業を振興し、安全で良質な農産物の安定的な生産や、農業・農村の多面的な機能を将来にわたり維持していくことを目指し、静岡県が市町、農業者、関係団体及び県民と連携・協働しながら取り組むべき基本的な施策の方向性を取りまとめた計画。
静岡県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針	農業経営基盤強化促進法第 5 条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、おおむね 5 年ごとに 10 年間を見通して県が作成する総合的計画。
静岡県農業振興地域整備基本方針	国が定める「基本指針」に基づき、優良農地を確保するための基本的事項を、概ね 10 年を見通して県が定め、市町農業振興地域整備計画の基準となるもの。
次世代施設園芸	施設の大規模な集約によるコスト削減や、ICT を活用した高度な環境制御による周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出を図る次世代に向けた施設園芸。
市民協働	市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの特性を生かしながら、共通の課題や目的を達成するため、さまざまな観点や形態で取り組むこと。
消費者ニーズ	生活を送るうえでの消費者の基本的な欲求のこと。これに応えることが、商品購入を促すための必要条件となる。
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。
食農教育	食のもつ多彩な役割の重要性を伝える「食育」に加えて、食を支えている農業についての知識や体験などを含む教育のこと。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき策定する、10 年程度先までの施策の方向性を示す、農政の中長期的なビジョンとなるもの。
新規就農者	次のいずれかに該当するもの (1) 新規自営農業就農者 農家世帯員で過去 1 年間の生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われた勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。 (2) 新規雇用就農者

	過去1年以内に新たに法人等に常雇い（年間7ヶ月以上）として雇用されることとなった者。 (3) 新規参入者 過去1年以内に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者。 (参考) ○ 新規学卒就農者 自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び雇用就農者で雇用される直前に学生であった者。 ○ 認定新規就農者 認定新規就農者の欄に記載
総農家数	販売農家（経営耕地面積 30 アール以上、又は年間農産物販売金額 50 万円以上）と自給的農家（経営耕地面積 30 アール未満かつ年間農産物販売金額 50 万円未満）の計。

● 「た行」

多面的機能	農業・農村が、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、さまざまな機能を有していること。
地域計画（旧：人・農地プラン）	地域ごとの担い手と農地の現状や将来像、地域農業が抱えている課題やその解決方法などについて、地域の農業関係者の話し合い等を通じて作り上げていく計画。令和4年の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正で「人・農地プラン」が法定化された。
地域資源	地域内で産するさまざまな素材、自然景観や史跡、固有の技術・情報、地域に住む人材等をいう。
地域農業	その地域ならではの特色ある地域性豊かな農業。
地産地消	地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。
地方計画	都市問題のように特定地域へ集積した社会問題を解決するため、その計画の範囲を拡大し、広域的に処理する計画、または国土計画の下位計画としての性格をもつ計画。
鳥獣被害	クマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、カラスなどの鳥獣により、農林水産物及び家畜等が被害を受けること。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定したもの。

● 「な行」

担い手	制度や事業によってそれぞれ定義付けられるが、一般的には農業を担う人をいう。
-----	---------------------------------------

認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の規定に基づき、効率的で安定した農業経営を目指すために作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）。
認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の規定に基づき、「青年等就農計画」を市町村に提出し認定を受けた、経営開始前又は就農 5 年以内でおおむね 45 才未満の農業者（法人を含む。）。
農家	経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯又は農産物販売額が年間 15 万円以上ある世帯。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村で策定される計画のこと。浜松市の農業経営の持続的発展を図るため、将来（おおむね 10 年後）の育成すべき農業経営の目標、担い手への農地の集積・集約化の目標と、その実現に向けての措置などを明らかにしている。
農業経営体	次のいずれかに該当する事業を行う者。 (1) 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業 ① 露地野菜作付面積 15 アール ② 施設野菜栽培面積 350 m ² ③ 果樹栽培面積 10 アール ④ 露地花き栽培面積 10 アール ⑤ 施設花き栽培面積 250 m ² ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧ 豚飼養頭数 15 頭 ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 ⑪ その他調査期日前 1 年間における農産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模 (3) 農作業の受託の事業
農業産出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの。
農業就業人口	15 歳以上の農家世帯員のうち、過去 1 年間に従事した仕事が自家農業だけの者、及び他産業に従事していても年間従事日数において自家農業従事日数のほうが多い者。
農業者	農業に従事している人。
農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別される。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰（せき）等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファームポンド等の送水・配水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等がある。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設がある。
農産物	農業によって生産される物。穀類・野菜・果物・茶・畜産物・花きなど。
農村環境	経済生活の基礎を農業におく村落の環境。

農地の集積・集約化	農地の集積とは、農地を所有、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、個々の農業者の耕作地の分散を解消することで農作業を連続的、効率的に行えるようにすることをいう。
農地中間管理事業	農地を貸付きたい農地所有者から農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が農地を借り入れ、農業経営の規模拡大や効率化などを進める耕作者（担い手）に集約的に貸付ける制度。農地所有者と公社との貸借、公社と耕作者との貸借の手続きが分けられていることから、耕作者の入れ替え等による集約化がしやすい等の利点がある。「農地バンク事業」とも言われる。
農福連携	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

● 「は行」

浜松市食育推進計画	食育基本法第 18 条第 1 項に基づく食育推進計画。本市では「健康はままつ 21」（2024（令和 6）年度～2035（令和 17）年度）の分野別施策（栄養・食生活）において「第 4 次浜松市食育推進計画」が盛り込まれている。
浜松市総合計画 （基本構想、基本計画、実施計画）	2014（平成 26）年に市の最上位である総合計画を策定。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の 3 層で構成。基本構想では、世代を通じて共感できる「未来」を創造するために、1 世代（30 年）先の未来の理想の姿を描いている。基本計画においては、未来の理想の姿の実施に向けて、長期的な政策を定めている。実施計画は、基本計画に基づく政策や事業について毎年度作成し、進捗管理を行う。
浜松市農業振興協議会	浜松市の農業振興を図るため、農業関連団体が有機的に連携し、構成員相互の連絡調整を行うとともに、市の農業政策の形成に寄与することを目的とした組織。
浜松市農業振興地域整備計画	農業生産基盤の整備・開発、農用地等の保全、農業経営の規模の拡大等を定めた「農業振興のマスタートプラン」で、農用地区域の設定と農用地区域内の土地の農業上の用途の指定を定めた「農用地利用計画」を併せた計画。
浜松パワーフードプロジェクト	浜松・浜名湖地域で生産、漁獲され「農林水産業の携わる人の想い」や「恵まれた自然環境（長い日照時間、山間地、台地、沖積地の多様な土質、沿岸、湖面、内水面の多様な漁場）」を感じることができる旬の食材を味わう感動を消費者へ届けることを目指すプロジェクト。
「浜松パワーフード」宣言・応援宣言	浜松パワーフードプロジェクトを盛り上げるため、浜松・浜名湖地域の食材（農林水産物）の生産から販売までに関わる業者を市が募集し、認定証を交付するもの。「浜松パワーフード宣言」は、生産者、農協、漁協等が対象で「浜松パワーフード応援宣言」は飲食・加工・観光事業者等を対象としている。
ビジネス経営体	家族経営から脱皮し、企業的な経営感覚で、地域の農業を引っ張っていけるような経営体。目指すビジネス経営体の要件は、次の 4 つである。 （1）経営が継承されていく永続的な経営体

	(2) 雇用による労働力を確保している (3) 企業として一定以上（概ね 5,000 万円以上）の販売規模を持ち、成長を志向している (4) マーケティング戦略に基づくサービスや商品を提供している
法人化	個人事業主として事業を行っている者が、法人を設立して、その法人組織の中で事業を引き継いで行っていくこと。

●「ま行」

マーケティング	買い手のニーズに基づき、生産物の仕様・価格・提供方法などを統合的に企画・実行する活動。
マーケティング戦略	マーケティング*活動をより効果的に行うために、自社の力を見極めたうえで、成長の方向性や事業展開の範囲・方法などを総合的に考えること。
みどりの食料システム戦略	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針であり、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における取組とともに、革新的な技術・生産体系の開発・社会実装を進めることで、2050 年までに目指す目標を提示。
みどりの食料システム法	「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の通称。環境と調和の取れた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負担の軽減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負担の少ない健全な経済の発展などを図るもの。

●「や行」

有機 JAS	有機農産品（農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品）について農林水産大臣が定める国家規格。
有機農業	科学的に合成された肥料及び農薬を使用しない事並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方式を用いて行われる農業をいう。
ユニバーサル農業	農業や園芸作業を行うことによる生きがいつくりや高齢者・障がい者の社会参画などの効用を農業経営の改善や多様な担い手の育成などに生かしていく取組。

●「わ行」

ワンストップ	ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられること。
--------	---------------------------

浜松市農業振興ビジョン 解説編
2025（令和7）年3月発行（2025～2034）

＜発行＞浜松市 産業部 農業水産課
〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2
Tel 053-457-2333 FAX 050-3606-6171
E-mail nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市農業振興ビジョン(案)
意見募集期間	令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 農業水産課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

FAX : 050-3606-6171

E-mail : nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん

